

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

ティアンドエス株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	2020年7月17日
【会社名】	ティアンドエス株式会社
【英訳名】	T&S inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 武川 義浩
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
【電話番号】	(045) 226-1040（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員業務本部長 木下 洋
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
【電話番号】	(045) 226-1040（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員業務本部長 木下 洋

1【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2020年7月3日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報	1
第6 提出会社の株式事務の概要	1
第四部 株式公開情報	3
第3 株主の状況	3

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	毎年12月1日から翌年11月末日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL: https://www.tecsvc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(訂正後)

事業年度	毎年12月1日から翌年11月末日まで
定時株主総会	<u>事業年度末日の翌日から3か月以内</u>
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL: https://www.tecsvc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
	(省略)		
矢ノ下 美樹 (注) 2.	東京都大田区	22,000	1.27
渡辺 一樹 (注) 2.	<u>東京都大田区</u>	22,000	1.27
渡辺 奈緒 (注) 2.	東京都大田区	22,000	1.27
	(省略)		

(注記省略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
	(省略)		
矢ノ下 美樹 (注) 2.	東京都大田区	22,000	1.27
渡辺 一樹 (注) 2.	<u>茨城県神栖市</u>	22,000	1.27
渡辺 奈緒 (注) 2.	東京都大田区	22,000	1.27
	(省略)		

(注記省略)